



建設工事請負契約書



- 1 工 事 名 令和5・6年度 庁舎大規模改修工事
- 2 工 事 場 所 利根町役場
- 3 工 期 議会の議決を得た日の翌日 から
令和 7 年 3 月 19 日 まで
- 4 請 負 代 金 額 金 877,800,000 円
うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 金 79,800,000 円
- 5 支 払 条 件 前金払 40%以内・中間前払 20%以内・部分払 無
- 6 契 約 保 証 金 金 87,780,000 円
- 7 解体工事に要する費用等 別 紙 の と お り

上記の工事について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。また、受注者が同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 5 年 7 月 10 日

発 注 者 住 所 茨城県北相馬郡利根町大字布川841番地1

氏 名 利根町長 佐々木 喜 章 印

受 注 者 企業体名 常磐・増川特定建設工事共同企業体
代表構成員 住 所 茨城県龍ヶ崎市2957番地

氏 名 常磐建設株式会社
代表取締役 佐々木 孝 夫 印

構 成 員 住 所 茨城県龍ヶ崎市川原代町5847番地の7

氏 名 増川建設株式会社
代表取締役 増 川 剛 印

(議会の議決)

第62条 この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年条例第14号）第2条の規定により、議会の議決を得たときに契約が成立するものとする。ただし、議会の議決を得られないときは、この契約は無効となり発注者は損害賠償の責めは負わない。

(補則)

第63条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

入 札 結 果

[illegible]

※入札金額には消費税及び地方消費税は含まれていない。

工事の概要

建築改修工事 一式

(外壁改修工事, 防水改修工事, 建具改修工事, 内装改修工事, 塗装工事, 一式)

電気設備改修工事 一式

(空調電源改修工事, 受変電設備改修工事, 屋上防水改修付帯工事, 電力引込改修工事, 照明器具 LED 更新工事, 発電機設備改修工事, 業務用放送設備更新工事 一式)

機械設備改修工事 一式

(空気調和工事, 自動制御設備工事, ダクト清掃工事, 換気設備工事, 総合調整費 一式)

